

感染拡大防止に向けた対策（令和3年4月15日）

1 医療提供体制等について

(1) 家庭における感染防止対策について

① ウイルスを家庭に持ち込まない

リスクの高い行動の自粛、基本的な感染対策の徹底

② ウイルスを家庭内に広げない

「人にうつさない行動」の実施、帰宅後のマスク処分や石けん手洗い 等

③ ウイルスを家庭外に広げない

検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合は通勤・通学などの外出を控え、電話でかかりつけ医に相談、家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合は出勤や登校を自粛 等

(2) 鳥取県とのワクチン共同接種体制について

- ・兵庫県と鳥取県の1市6町（兵庫県<香美町・新温泉町>、鳥取県<鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町>）において、住民がいずれの接種医療機関でもワクチン接種を受けられるよう共同接種体制の構築に取り組む

2 感染拡大防止に向けた要請等について

(1) 外出自粛等

- ・時短要請がされている時間帯に飲食店等にみだりに出入りしないよう要請
- ・不要不急の外出・移動自粛や混雑している場所や時間を避けて行動するよう要請 等

(2) 飲食店等の営業時間短縮【要請】

① 神戸地域、阪神南地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/4(日)	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、 西宮市、芦屋市)	・営業時間は5時から21時まで、酒 類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/5(月) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒 類提供は11時から19時まで ・感染対策の徹底	事業規模(売上高)に応 じた支給額

② 阪神北地域、明石市

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	阪神北地域(伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町)、 東播磨地域(明石市)	・営業時間は5時から21時まで、酒 類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水祝)		・営業時間は5時から20時まで、酒 類提供は11時から19時まで ・感染対策の徹底	事業規模(売上高)に応 じた支給額

③ 東播磨地域(明石市除く)、中播磨地域

実施期間	対象地域	要請内容	協力金
4/1(木) ～4/21(水)	東播磨地域(加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、 市川町、福崎町、神河町)	・営業時間は5時から21時まで、酒 類提供は11時から20時30分まで ・感染対策の徹底	1日あたり4万円/店舗 ×時短営業日数
4/22(木) ～5/5(水祝)			事業規模(売上高)に応 じた支給額(予定)

また、県全域に感染防止対策の徹底を要請

3 大学：専門学校等に対する感染防止対策強化の要請について

(1) 授業形態

- ・対面授業の際は感染防止対策の徹底を要請、オンライン授業を積極的に活用すること

(2) 部活動・サークル活動

- ・県外活動は、実施しない。
- ・県内活動は、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど移動人数を最小限にとどめること 等

(3) 外出・飲食

- ・学生・教職員に対し、不要不急の外出・移動自粛など感染防止対策の徹底を呼びかけ

(4) 学生への呼びかけ

- ・教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配布・送信し、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかけ

4 公立学校等における感染拡大防止対策について

① 教育活動

学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

② 部活動【4/19(月)～5/5(水・祝)】

同上 3 (2)

5 兵庫県営住宅における収入減少者等に対する入居支援について

新型コロナ感染拡大により、住まい確保に影響を受けている方の支援を拡充

① 提供戸数をこれまでの 10 倍・3000 戸に増加

② 初期費用をゼロ円とし、これまでの敷金免除に加え、3ヶ月間の家賃徴収猶予及び入居時からの家賃を減免

③ 申請書類を簡素化。離職証明書や住民票の提出を不要とすることにより、住宅困窮者が入居しやすくなり、必要であれば徴収猶予期間中に生活保護につなげる。

なお、低所得者であることの確認は直近 1 ヶ月間のみの給与明細や誓約書にて行う。

なお、これまでどおり、単身者や県外の方も入居可能